<定例会の主な議題及び要旨>

平成30年9月6日(木)

【報告事項】

1 9月定例県議会の日程について

(総 務 部)

警察本部から「9月定例県議会については、9月7日から10月12日までの36日間の日程で開催される。警察関係審査議案として、予算1件、契約1件、決算1件の提出を予定している。」旨の報告があった。

2 詐欺(訴訟詐欺)未遂等事件捜査の終結について

(刑事部)

警察本部から「久留米警察署、早良警察署及び捜査第二課は、佐賀県警察と合同で、5月9日に福岡市早良区居住の無職の男性ほか1名を逮捕した虚偽記入有価証券行使事件について、所要の捜査を行い、虚偽内容が記載された約束手形を作り、福岡地方裁判所に手形金を請求する訴訟を起こして裁判官をだまし、この手形の裏書人の遺族らから現金をだまし取ろうとした詐欺未遂事件について、7月10日、同男性を逮捕した。さらに、余罪事件を検察庁に追送致し、一連の事件捜査を終結した。」旨の報告があった。

公安委員から「本件被害者は、金銭的被害を受けているのか。」旨の発言があり、警察本部から「本件事件における金銭的被害は発生していないが、被害者の中には、訴訟 費用としての出費を余儀なくされた方がいる。」旨の説明があった。

公安委員から「約束手形の虚偽記載は、早期に虚偽であるとの判断はできなかったのか。」旨の発言があり、警察本部から「既に亡くなった方などを裏書人としているため、家族では、直ちに虚偽記載であるとの判断ができなかったものと考えられる。」旨の説明があった。

公安委員から「被疑者は、訴訟を起こして現金をだまし取ろうとしており、本件を訴訟詐欺として検挙したことは賢明である。」旨の発言があった。

3 初任科生等に対する生活指導上のルールの見直しについて

(学校)

警察本部から「当校では、一般社会と極端にかい離しない合理的な生活指導の在り方及び受験意欲の向上による優秀な人材確保の観点から、警察官としての指導育成のバランスに配意しつつ、頭髪などに関する校内諸規定の見直しを行い、試行運用後の本実施を予定している。」旨の報告があった。

公安委員から「学生の外泊や携帯電話の使用については、どのように把握するのか。 また、男性警察官の坊主は禁止なのか。」旨の発言があり、警察本部から「宿泊先については、外泊簿に宿泊先ホテル名等を記載させ、携帯電話については、携帯電話使用簿に使用日時等を記載させて把握する。男性警察官の坊主については、入校中に本人が希望すれば坊主にしても良いが、卒業前は特に社会人としてふさわしい髪型にするように指導する。」旨の説明があった。

公安委員から「特に女性は、短髪にすることに強い抵抗があると考えられることから、 今回の見直しにより、警察官採用受験者の増加に繋がるのではないか。」旨の発言があった。

公安委員から「女性警察官の化粧に関する規定はあるのか。」旨の発言があり、警察 本部から「現時点規定はなく、入校中は、術科訓練などで汗をかく場合があるので、生

活に支障のない範囲で化粧をしている。」旨の説明があった。
「スの山の却仕東西」
【その他の報告事項】
○ 警備部長から「9月4日、宮内庁から皇太子殿下の本県行啓について、25日に「第
4回世界社会科学フォーラム」の開会式に御臨席、26日に「平成29年7月九州北
部豪雨災害」の災害復興状況を視察され、皇太子妃殿下も御体調に支障がなければ同
行されるとの報道発表がなされた。引き続き、本件警衛警備の完遂に向け、しっかり
と準備していく。」旨の報告があった。
○ 警察本部長から「本県行啓に関する報道発表を受け、一般の方々への働きかけを含
め、最終的な警備対策を推進していく。」旨の報告があった。
め、取形的な音順列外で推進していて。」目の報点があった。

